

【改定日 令和6年8月1日】

変更箇所	変更後	変更前	改定内容
3. 利 息	3. (利 息) (1) ～ (2) 省略 (3) この預金を同規定第6条第1項により満期日前に解約する場合、および第6条第4項により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6ヶ月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 ① 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率 B. 6か月以上1年未満 約定利率×40% C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×50% D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60% E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70% F. 2年6か月以上3年未満 約定利率×90% G. 3年以上4年未満 約定利率×90% ② 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率 B. 6か月以上1年未満 約定利率×40% C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×50% D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60% E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70% F. 2年6か月以上3年未満 約定利率×80% G. 3年以上4年未満 約定利率×90% H. 4年以上5年未満 約定利率×90% ③ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合 A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率 B. 6か月以上1年未満 約定利率×30% C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×40% D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×50% E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×60% F. 2年6か月以上3年未満 約定利率×70%	3. (利 息) (1) ～ (2) 省略 (3) この預金を同規定第6条第1項により満期日前に解約する場合、および第6条第4項により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。<u>ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。</u>）によって6ヶ月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 ① 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率 B. 6か月以上1年未満 約定利率×40% C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×50% D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60% E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70% F. 2年6か月以上3年未満 約定利率×90% G. 3年以上4年未満 約定利率×90% ② 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率 B. 6か月以上1年未満 約定利率×40% C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×50% D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60% E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70% F. 2年6か月以上3年未満 約定利率×80% G. 3年以上4年未満 約定利率×90% H. 4年以上5年未満 約定利率×90% ③ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合 A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率 B. 6か月以上1年未満 約定利率×30% C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×40% D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×50% E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×60% F. 2年6か月以上3年未満 約定利率×70%	中途解約時における適用利率(期限前解約利率)を変更しました。

	G. 3年以上4年未満 H. 4年以上5年未満	約定利率×80% 約定利率×90%	G. 3年以上4年未満 H. 4年以上5年未満	約定利率×80% 約定利率×90%	
--	----------------------------	----------------------	----------------------------	----------------------	--